

「松江市公衆無線 LAN 整備事業」
プロポーザル評価基準書

松江市 政策部 デジタル戦略課

令和 6 年 11 月

目 次

1.	本書の目的.....	1
2.	選定の主体.....	1
3.	選定方法.....	1
4.	評価基準.....	2
5.	優先交渉権者の決定.....	3
6.	その他.....	3

1. 本書の目的

本評価基準書は、「松江市公衆無線 LAN 整備事業」のプロポーザルにあたって、「松江市公衆無線 LAN 整備事業プロポーザル実施要領」に基づき提案内容等の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は松江市が設置する「松江市公衆無線 LAN 整備事業」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平かつ公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

一部の評価項目については、書類審査を実施する。なお、参加事業者が多数の場合は書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。

プレゼンテーションでの審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。

書類審査及びプレゼンテーションでの合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の 6 割に満たない場合は優先交渉者を選定しない。

4. 評価基準

評価項目と配点

各項目の評価内容及び配点は以下のとおりとする。

表 評価項目と配点

1. 1次審査（書類審査）※事務局で実施

ID	項目	評価内容	点
1	受注実績	<ul style="list-style-type: none"> 同種業務の受注実績数(アクセスポイント1個以上) ※同規模(アクセスポイント15個以上設置)の同種業務の受注実績数は上記に加えて加点をする ※参加表明を提出した会社(支社も含む)もしくは共同企業体代表企業の実績に加え、協力会社もしくは共同企業体のうち1社が契約した実績。したがって、受注実績は最大2社の合計となる ※場合によっては契約書等で実績の確認を行う 	20
2	ログ管理	<ul style="list-style-type: none"> ログは長期保存できるか 	10
3	価格	<ul style="list-style-type: none"> 構築経費、運用保守経費、サービス利用料の価格が適正となっているか 【計算式】(提案事業者のうち最も低い提案額) / (当該提案事業者の提案額) × 20点 ※小数点以下第1位を四捨五入 	20
合 計			50

2. 2次審査（1次審査での書類審査+プレゼンテーション審査）

ID	項目	評価内容	点
1	書類審査	—	50
2	アクセスポイント	<ul style="list-style-type: none"> アクセスポイントの有効伝送距離、同時接続可能台数は余裕のあるものになっているか 利用者が移動した際に各アクセスポイント間での接続はどのようなものか 	20
3	認 証	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が提案した認証方法は、利用者にとって使いやすいものになっているか 事業者が提案した認証方法において、連続接続時間の制限を設定することができるか、制限は本市で容易に設定が可能か 事業者が提案した認証方法について、アクセスポイントと利用者間の通信は暗号化されているか 	40
4	運用支援保守	<ul style="list-style-type: none"> 障害発生時のサポート対応はどのようなものか ログの提出を警察等から求められた際の対応方法はどのようなものか 問い合わせ窓口や体制はどのようなものか サポート対応可能時間帯はどのようなものか 公衆無線 LAN の利用状況等の確認が可能か 	75
5	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 仕様のない独自の提案・工夫が見られるか 	15
合 計			200

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。(合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する)

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。